

令和8年第2回定例教育委員会会議

日 時 令和8年2月2日（月）
午後1時30分から
場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第1号 令和8年度富士見市教育行政方針について
- 議案第2号 令和8年度富士見市一般会計予算案について
- 議案第3号 令和7年度富士見市一般会計補正予算案について
- 議案第4号 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 富士見市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 富士見市コミュニティ・スクール協議会規則の制定について
- 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 議案第8号 工事請負契約の締結について

日程第二 報告事項

(1) その他

- ・あったかイベントinつるせについて
- ・第40回南畑ふるさとまつりにについて
- ・Fujimi×ららコレクションについて

令和 8 年度

富士見市教育行政方針

富士見市教育委員会

はじめに

昨年も様々な事業やイベントで地域の方々や子どもたちが生き生きと活動する姿をたくさん目にすることができました。令和8年度も子どもから大人まで、笑顔が広がるよう、地域の皆様とともに教育行政を推進してまいります。

それでは、第3次富士見市教育振興基本計画に掲げる基本方針に沿って、令和8年度の教育行政方針を申し上げます。

I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

1つ目の柱、学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進について申し上げます。

小・中・特別支援学校では、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた生きる力の育成に努めます。子どもたち一人ひとりを認め、励まし、ほめる教育を行うことにより、夢と希望をはぐくむ教育を推進いたします。

1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成

はじめに、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導によ

る学力の育成について申し上げます。

学力の向上につきましては、学力調査結果の分析や指導主事による各学校の状況に合わせた支援、若手教員育成指導員の活用等により教員の指導力の向上を図り、児童生徒の確かな学力の定着を図ります。また、一人一台端末を用いて児童生徒が自らの学びを深められるよう、GIGAスクールサポーターを配置するとともに、STEM教育の推進により論理的思考力を培い、友だちと関わりあいながら主体的に学びを深める児童生徒を育成します。

英語教育につきましては、国際社会に生きる子どもたちに必要なコミュニケーション能力を高めるきっかけとなるよう奨めてきた実用英語技能検定について、上位の級の補助額を増額するとともに、補助対象学年を4年生からに拡大し、チャレンジする機会を広げます。

読書活動の充実につきましては、すべての学校図書館に蔵書管理システムを導入することにより教職員や学校司書の業務の効率化を図り、読書環境や、読書指導、読み聞かせなど、児童生徒の活発な読書活動につなげます。

2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進

次に、多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進について申し上げます。

特別支援教育につきましては、新たに通級指導教室の巡回指導を開始するとともに、自分の学びやすい方法で柔軟に学べるように環境づくりを行う学びのユニバーサルデザインと、児童生徒一人ひとりの個性や特性を肯定的に受け止め、豊かな人間性をはぐくむインクルーシブ教育を推進します。また、各学校において児童生徒の特性に応じたサポートができるように、富士見特別支援学校や特別支援教育推進プロジェクトチームによる専門性を生かした教職員への支援を行います。

未就学児に係る就学相談につきましては、保護者向け説明会を開催するとともに、保育施設と連携し、専任の相談員による子どもや保護者の実情に応じた支援を行います。

不登校児童生徒につきましては、心のサポートや学習支援を行う校内教育支援員を配置し、安心して学べる環境の充実を図るとともに、互いに仲間を思いやり支えあうピアサポートの理念を通して、児童生徒一人ひとりの思いや願いに寄り添いながら、社会的な自立をめざします。また、不登校支援者セミナーを開催し、保

護者や地域への支援にも努めてまいります。

教育相談につきましては、各学校において組織的な連携や支援の核となる教員を育成するとともに、公共施設を利用した出張相談や、学校、家庭、医療機関等への訪問支援の継続により、多面的・多角的な視点から個々の児童生徒に応じた支援の充実に努めます。

いのちを大切に作る教育につきましては、「いのちの授業^{プラス}」を各学校で実践し、助産師の派遣回数を増やすとともに、各教科等における「いのち」「性」「道徳」「人権」にかかわる内容と結び付け、自尊感情を高める教育を推進します。また、心肺蘇生法について体験的に学ぶ授業を全校で実施し、自他ともにいのちを大切に作る心を育てます。

小中一貫教育につきましては、カリキュラム編成のさらなる充実を図るとともに、小・中学校合同の研修による教員の指導力向上や、行事を通じた児童生徒間の交流を促進し、義務教育9年間を見通した教育の充実をめざします。

3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成

次に、自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成に

ついて申し上げます。

児童生徒の体力向上につきましては、体力向上推進委員会等で検討した効果的な運動例を、各学校の授業や遊びなどに取り入れ、日常の中で体を動かす機会をつくり、運動能力の向上を図ってまいります。また、アスリートを招聘した授業などを通して興味・関心を高め、自ら運動をしようとする態度を醸成してまいります。

安全・防災教育につきましては、交通事故の怖さを体験的に学ぶことができるスケアードストレイト等を活用し安全意識の向上を図ります。また、児童生徒が地域活動や防災訓練などに参加する機会を通して、地域の一員として自分ができることを意識し、非常時に主体的に自他の命を守る行動ができるよう取り組みます。

学校給食につきましては、栄養バランスの取れた給食の提供により、児童生徒の心身の健全な発達を図るとともに、地場産野菜の活用や郷土料理の提供、栄養教諭による授業などを通して食育を推進してまいります。施設面においては、学校給食を安定的に提供するため、ボイラー蒸気管更新工事など施設・設備の維持管理に努めるとともに、学校給食センターの建替えについて具体的な検討を進めます。

4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

次に、地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進について申し上げます。

学校・家庭・地域の連携につきましては、これまで学校運営支援者協議会で積み上げてきた地域とのかかわりを生かし、市内全校にコミュニティ・スクール協議会を設置します。協議会を通して地域の声を学校運営に生かし、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

働き方改革の推進につきましては、校務支援システムの更新を計画的に進め、校務のDX化を推進することで、教職員の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

部活動の充実につきましては、部活動の地域展開に向け、運動系や文化系の活動にかかわらず、実施可能な活動から試行的に地域で展開できるよう、調整を図ります。

学校施設につきましては、勝瀬中学校、水谷中学校の長寿命化工事、西中学校体育館の改修工事のほか、小・中・特別支援学校の特別教室へのエアコン設置に向けて設計を進めます。

Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

2つ目の柱、学びあう地域社会をめざす教育の推進について申し上げます。

令和8年度から第4次富士見市生涯学習推進基本計画がスタートいたします。市長部局とも連携を図り、多様な学習活動への支援や地域資源を生かした生涯学習活動の推進、生涯学習を通じたコミュニティの活性化を推進し、自由に学び、生きがいを実感できるまちをめざして取り組みます。

1 家庭・地域の教育力の向上

まず、家庭・地域の教育力の向上について申し上げます。

家庭教育の支援につきましては、子育てに係る学習を通して、仲間づくりや情報交換ができる取組みを続けてまいります。また、地域子ども教室や青少年関係団体の活動の支援を通して、子どもの居場所づくりや青少年の健全育成に努めます。

2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進

次に、生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進について申し上げます。

子ども大学☆ふじみにつきましては、子どもの知的好奇心に働きかけ、将来の夢や希望、郷土愛をはぐくむ魅力ある講座を実施します。

小学生を対象とした家庭学習応援事業につきましては、対象学年を小学校4年生から6年生に拡充し、小学校ごとに開催する「小学生放課後学習教室☆ふじみ」として新たにスタートいたします。令和8年度は試行的に小学校3校で実施し、効果を検証しながら今後順次実施校を増やしていきます。

人権・平和教育につきましては、お互いを認め、多様性を尊重しあえる地域社会をめざし、人権問題に関する教育や啓発に努めます。また、ピースフェスティバルを開催するとともに、広島平和記念式典に新たに中学生を含む市民を派遣し、戦争を体験した記憶を若い世代に引き継ぐための取組みを進めます。

公民館におきましては、「ふ」みだす一步、「じ」ぶん発見、「み」んなつながる公民館をキャッチフレーズに、学びを通じた地域づくりの核となる施設として、各地域の特性やニーズに応じ、若い世代の参加や世代間交流につながる取組みを進めます。また、公民館活動の活性化に向け、サークル活動の会員増に向けた取組みの支援などを行います。

鶴瀬公民館では、市民の皆様との協働により子どもフェスティバルや市民大学を実施します。また、誰もが楽しめ、幅広い世代の交流につながる e スポーツの取組みのほか、子育てサロンや小学生を対象とした体験教室など、公民館に足を運び、学びと交流を深められる機会となる取組みを進めます。

南畑公民館では、ロボット工作やプログラミングなど S T E M 教育と関連する事業の開催や、なんばた青空市場や南畑ふるさとまつりなど地域の賑わいにつながるイベントの支援を行います。また、市内中高生のボランティアと連携し、イベントや子ども向け事業の参加協力を図るほか、世代を超え、公民館利用の幅を広げる新たな事業の企画に地域の方々とともに取り組みます。

水谷公民館では、地域サークル活動等への関心を喚起し、人と人との出会いや交流につながる機会となるよう、水谷文化祭をはじめとする学習成果の発表の場の充実に取り組みます。また、多目的ホールを活用したコンサートの開催など、公民館をより身近に感じてもらえるような取組みを進めます。

水谷東公民館では、地域の親睦と交流を図るため、やなせ川いかだラリーを開催します。また、町会、水谷東安心まちづくり協議会、ふれあいサロンの支援を通して、市民参加・協働のまちづくり

に取り組みます。

3 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進

次に、暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進について申し上げます。

図書館におきましては、地域の情報拠点として多様な市民ニーズに対応した資料を収集するとともに、公共施設での資料受け取りや電子書籍の充実により、それぞれの暮らしの中で図書館資料が活用できるよう環境整備に努めます。

子ども読書活動の推進につきましては、子ども読書コンクールの実施や中高生ボランティアの協力によるイベントの開催などに学校とも連携を図りながら取り組み、子どもたちが本に関心を持ち、読書に親しむ機会の充実に努めます。また、マルチライセンス対応の電子書籍を活用した読書活動や調べる学習などの学習支援のほか、公園など図書館から離れた場所でのおはなし会の開催や絵本の紹介など、子どもや保護者が本に触れる機会の充実に努めます。

4 郷土遺産の継承

次に、郷土遺産の継承について申し上げます。

水子貝塚公園の再整備を進めるため、令和7年度に策定した史跡水子貝塚保存整備基本設計に基づく実施設計を行います。郷土遺産の適切な保護に努めるとともに、公共施設や商業施設を活用した保有文化財の展示や、遺跡見学会の開催、郷土芸能の動画配信などを行い、市の貴重な文化財の魅力を多くの方に発信していきます。また、資料館において、第10期市民学芸員養成講座を開催するとともに、新たに市内中高生を対象にしたボランティアスタッフの育成を行い、幅広い世代の市民とともに郷土遺産の継承に努めます。

5 開かれた教育委員会

次に、開かれた教育委員会について申し上げます。

教育委員による学校や社会教育機関への訪問、研修会への参加により、学校教育や生涯学習における課題を把握し、教育委員会会議等の活性化を図り、教育行政への反映に努めます。また、ホームページを通して、教育委員活動の見える化を進めます。

おわりに

かつて車も飛行機もなかった時代の人が、現代の社会を想像できなかったように、20年、30年後の未来がどうなっているか、誰にも分かりません。

私たちはいま、AIという新たな技術や、誰もが発信者となるソーシャルネットワークが広がる社会の中にいます。この変化が人に何をもたらすのか、私たちはしっかりと注視していかなければなりません。たとえ先が見えない時代であっても、その先の未来が、今よりも人に優しく、より多くの人々が幸せを感じられる社会であると信じたいと思います。そのためにも、子どもたちが激変する社会の変化にのみ込まれるのではなく、他者を思いやり、自分を大切に生きていける力をはぐくみ、社会へ送り出していくことが私たちの使命です。

子どもたちが将来「富士見市で学んでよかった」と心から思えるよう、子どもたちの力を信じ、その成長をしっかりと支援する教育行政の充実に取り組んでまいります。

引き続き市民の皆さまや議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。結びといたします。

議 案 第 1 号

令和8年度富士見市教育行政方針について
令和8年度富士見市教育行政方針を別紙のとおり策定する。

令和8年2月2日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定に基づき、
令和8年度富士見市教育行政の指針としたいので、この案を提出します。

議 案 第 2 号

令和8年度富士見市一般会計予算案について
令和8年度富士見市一般会計予算案を了承する。

令和8年2月2日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の
意見としたいので、この案を提出します。

令和8年度事業別予算の状況(給与費等を除く)

(単位 千円)

No.	課名	事業名	令和8年度の主な内容	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較
1	教育政策課	教育委員会運営事業	・教育委員の報酬 2,044千円	2,818	2,909	91
2	教育政策課	一般事務費	・会計年度任用職員社会保険料及び共済負担金 55,984千円	55,331	57,268	1,937
3	教育政策課	高等学校・大学等教育資金 利子補給金交付事業	・教育資金の利子補給 918千円	920	918	△ 2
4	教育政策課	学校管理運営事業 (小学校)	・光熱水費、修繕料等の需用費 150,279千円 ・施設の維持管理費等の費用 78,558千円	220,266	242,567	22,301
5	教育政策課	校用備品整備事業 (小学校)	・机や椅子等の購入費用 30,630千円 ・(新)校務システムの更新費用 167,871千円 ・(新)学校図書管理システムの導入費用 46,518千円	62,452	299,428	236,976
6	教育政策課	学校施設整備事業 (小学校)	・(新)小学校4校空調設備工事の設計費用 22,989千円 ・(新)鶴瀬小学校防球ネット設置工事 5,680千円 ・(新)勝瀬小学校門扉新設工事 826千円	72,056	31,408	△ 40,648
7	教育政策課	情報教育推進事業 (小学校)	・児童生徒用端末等の賃貸借 171,973千円	46,441	180,218	133,777
8	教育政策課	学校管理運営事業 (中学校)	・光熱水費、修繕料等の需用費 82,606千円 ・施設の維持管理等の費用 39,825千円	121,843	131,226	9,383
9	教育政策課	校用備品整備事業 (中学校)	・机や椅子等の購入費用 9,764千円 ・(新)校務システムの更新費用 91,566千円 ・(新)学校図書管理システムの導入費用 25,374千円	34,127	156,299	122,172
10	教育政策課	情報教育推進事業 (中学校)	・児童生徒用端末等の賃貸借 93,804千円	24,975	98,302	73,327
11	教育政策課	学校施設整備事業 (中学校)	・富士見台中学校普通教室増設工事 15,186千円 ・(新)東中学校防球ネット張替工事 1,411千円 ・(新)西中学校体育館改修工事 248,706千円 ・(新)西中学校給水管改修工事 4,521千円	216,876	294,456	77,580
12	教育政策課	学校管理運営事業 (特別支援学校)	・光熱水費、修繕料等の需用費 15,366千円 ・施設の維持管理等の費用 6,858千円	22,397	23,163	766
13	教育政策課	校用備品整備事業 (特別支援学校)	・机や椅子等の購入費用 317千円 ・(新)校務システムの更新費用 15,261千円 ・(新)学校図書管理システムの導入費用 4,229千円	7,151	24,756	17,605

No.	課名	事業名	令和8年度の主な内容	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較
14	教育政策課	情報教育推進事業 (特別支援学校)	・児童生徒用端末等の賃貸借 6,335千円	4,132	7,085	2,953
15	教育政策課	学校施設整備事業 (特別支援学校)	・(新)空調設備工事の設計費用 4,389千円 ・(新)非常用発電設備整備工事 1,418千円	0	5,807	5,807
16	生涯学習課	二十歳式事業	・会場設営委託料 1,214千円 ・交通誘導委託料 126千円	1,663	1,563	△ 100
17	生涯学習課	生涯学習活動推進事業	・社会教育委員報酬 240千円 ・会計年度任用職員報酬 2,281千円 ・入間地区人権教育推進協議会等負担金合計 176千円 ・子ども大学☆ふじみの開催補助 340千円 ・富士見市人権教育推進協議会への補助 300千円	4,265	5,040	775
18	生涯学習課	地域子ども教室運営事業	・地域子ども教室の運営費用 3,364千円	3,518	3,364	△ 154
19	生涯学習課	放課後等学習支援事業	・家庭学習応援事業の委託費用 13,688千円	12,834	13,688	854
20	生涯学習課	青少年健全育成推進事業	・子ども会育成会への活動費補助 934千円 ・青少年相談員協議会への活動費補助 100千円 ・青少年育成市民会議への活動費補助 900千円 ・青少年育成推進員の会への活動費補助 120千円	2,119	2,058	△ 61
21	生涯学習課	図書館運営事業	・図書館協議会委員報酬 120千円 ・図書館の管理、運営費用(指定管理料) 280,361千円 ・図書館システム等の使用料 11,822千円	290,485	294,382	3,897
22	生涯学習課	文化財保護行政事務事業	・会計年度任用職員(事務補助員、発掘調査員、発掘調査協力員、発掘整理協力員)報酬 14,799千円 ・出土した文化財の保存処理費用 396千円 ・発掘調査用重機等のリース料 5,455千円 ・富士見市文化財保存団体連絡協議会への補助 200千円	52,027	52,039	12
23	学校教育課	学事事務事業	・会計年度任用職員(臨時教員、事務補助員)報酬 5,305千円 ・新入生用防犯ブザーの購入費用 566千円 ・卒業証書ケースの購入費用 1,496千円 ・学校開校記念式典への補助 160千円	13,268	11,663	△ 1,605

No.	課名	事業名	令和8年度の主な内容	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較
24	学校教育課	学校教育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(新)学校運営協議会委員報酬 1,620千円 ・会計年度任用職員(学校司書、若手教員育成指導員、スクール・サポート・スタッフ)報酬 29,906千円 ・(新)会計年度任用職員(GIGAスクールサポーター)報酬 6,608千円 ・STEM教育の継続 256千円 ・研究委嘱校への補助 1,740千円 ・特色ある学校づくりへの補助 1,753千円 ・英語検定試験の検定料補助 830千円 	50,586	59,053	8,467
25	学校教育課	学校教育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員(学習支援員、ふれあい相談員、英語指導助手)報酬 69,838千円 ・(新)会計年度任用職員(校内教育支援員)報酬 4,327千円 ・小学校体育の外部講師謝礼 990千円 ・学校応援団の活動費用 1,029千円 ・大会等出場者への補助 2,500千円 	96,498	101,326	4,828
26	学校教育課	特別支援教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員(すこやか支援員)報酬 66,083千円 	87,745	92,747	5,002
27	学校教育課	いじめ防止対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめのない学校づくり委員報酬 228千円 ・いじめのない学校づくり子ども会議用のリーフレット費用 105千円 	363	363	0
28	学校教育課	いのちの大切さをはぐくむ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちの授業の講師謝礼 720千円 ・(新)心肺蘇生講習の開催費用 630千円 	496	1,577	1,081
29	学校教育課	学校管理運営事業 (小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校用消耗品の購入費用 59,310千円 ・学校用務員業務の費用 25,105千円 	94,450	106,242	11,792
30	学校教育課	教育事務委託事業 (小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事務委託負担金(大井小学校) 6,128千円 	6,359	6,128	△ 231
31	学校教育課	教材備品整備事業 (小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校用図書のパネル購入費用 8,030千円 ・学校用教材の購入費用 6,057千円 	17,968	14,087	△ 3,881
32	学校教育課	教育扶助事業 (小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品の援助 22,835千円 	57,186	23,922	△ 33,264
33	学校教育課	学校管理運営事業 (中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校用消耗品の購入費用 37,670千円 ・学校用務員業務の費用 13,701千円 	54,725	64,217	9,492
34	学校教育課	教育事務委託事業 (中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事務委託負担金(大井中学校) 3,455千円 	3,186	3,455	269
35	学校教育課	教材備品整備事業 (中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校用図書のパネル購入費用 5,010千円 ・学校用教材の購入費用 4,258千円 	14,650	9,268	△ 5,382
36	学校教育課	教育扶助事業 (中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品の援助 32,372千円 ・給食費の援助 22,926千円 	54,239	56,792	2,553

No.	課名	事業名	令和8年度の主な内容	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較
37	学校教育課	学校管理運営事業 (特別支援学校)	・学校用消耗品の購入費用 3,482千円 ・学校用務員業務の費用 2,296千円 ・送迎バスの運行委託費用 33,660千円	45,180	50,906	5,726
38	学校教育課	教材備品整備事業 (特別支援学校)	・学校用図書購入費用 504千円 ・学校用教材の購入費用 495千円	1,782	999	△ 783
39	学校教育課	学校保健事業	・学校医の報酬や執務手当等 25,139千円 ・児童生徒、教職員の健康診断等の委託費用 13,390千円 ・怪我に対する保険加入料の負担金 7,764千円	50,597	52,763	2,166
40	教育相談室	一般事務費	・会計年度任用職員(事務員)報酬 2,535千円	6,037	4,182	△ 1,855
41	教育相談室	教育相談事業	・会計年度任用職員(教育相談員)報酬 12,598千円 ・機能訓練等協力者の謝礼 2,020千円 ・医療機関との事業連携費用 250千円 ・大学との事業連携費用 456千円	19,624	20,240	616
42	教育相談室	通室生支援事業	・会計年度任用職員(通室生指導員)報酬 6,982千円	9,275	10,090	815
43	教育相談室	スクールソーシャルワーカー 活用事業	・会計年度任用職員(スクールソーシャルワーカー)報酬 1,194千円	1,765	1,717	△ 48
44	鶴瀬公民館	一般事務費	・公民館運営審議会委員報酬 384千円 ・会計年度任用職員(事務員)報酬 5,321千円 ・公共施設予約システムの使用料 1,452千円	8,866	12,825	3,959
45	鶴瀬公民館	公民館施設維持管理事業	・施設の維持管理費用(警備業務等は4公民館分の費用を含む) 50,988千円	87,559	75,795	△ 11,764
46	鶴瀬公民館	公民館学級講座等開催事業	・講師や事業協力者への謝礼 586千円	571	590	19
47	鶴瀬公民館	公民館だより発行事業	・公民館だより(4公民館)の印刷費用 2,694千円	2,463	2,844	381
48	鶴瀬公民館	市民大学開設事業	・NPO法人富士見市民大学への市民大学の開催補助 1,100千円	1,100	1,100	0
49	鶴瀬公民館	子どもフェスティバル開催事業	・子どもフェスティバルの開催補助 2,567千円	2,567	2,567	0
50	鶴瀬公民館	平和・憲法啓発事業	・講師や事業協力者の謝礼 183千円 ・広島平和記念式典の参加費用 219千円	526	705	179
51	鶴瀬公民館	障がい者の学習機会充実事業	・講師や事業協力者の謝礼 135千円 ・社会見学用のバス借上料 160千円	295	301	6

No.	課名	事業名	令和8年度の主な内容	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較
52	南畑公民館	一般事務費	・消耗品の購入費用 443千円	4,482	874	△ 3,608
53	南畑公民館	公民館施設維持管理事業	・(新)駐車場のライン塗装費用 495千円 ・施設の維持管理費用 2,344千円	3,666	3,424	△ 242
54	南畑公民館	公民館学級講座等開催事業	・講師や事業協力者への謝礼 489千円	509	509	0
55	水谷公民館	一般事務費	・消耗品の購入費用 637千円	935	985	50
56	水谷公民館	公民館施設維持管理事業	・(新)児童室のカーペット交換費用 406千円 ・(新)和室のエアコン更新費用 557千円 ・施設の維持管理費用 3,032千円	4,254	4,584	330
57	水谷公民館	公民館学級講座等開催事業	・講師や事業協力者への謝礼 598千円	588	598	10
58	水谷東公民館	一般事務費	・消耗品の購入費用 491千円	1,463	1,434	△ 29
59	水谷東公民館	公民館施設維持管理事業	・(新)多目的ホールの舞台張り修繕 143千円 ・施設の維持管理費用 2,572千円	5,187	5,577	390
60	水谷東公民館	公民館学級講座等開催事業	・講師や事業協力者への謝礼 613千円	522	613	91
61	資料館	水子貝塚公園運営事業	・施設の維持管理費用 20,418千円 ・(新)再整備工事に向けた測量、設計費用 27,808千円	65,056	91,059	26,003
62	資料館	難波田城公園運営事業	・施設の維持管理費用 9,710千円 ・(新)納屋下屋屋根の修繕 1,936千円	18,176	21,506	3,330
63	学校給食センター	特別支援学校給食事業	・会計年度任用職員(調理員)報酬 6,029千円 ・給食食材の費用 12,360千円	21,070	23,006	1,936
64	学校給食センター	学校給食事業	・会計年度任用職員(事務補助員、管理栄養士、仕分員)報酬 26,619千円 ・施設の光熱水費 59,499千円 ・給食食材の費用 555,660千円 ・施設の維持管理費用 10,146千円 ・(新)学校給食献立システムの更新費用 7,634千円 ・調理業務等の委託費用 188,100千円 ・蒸気管の更新工事 25,091千円	929,752	947,376	17,624
	合計			3,104,282	3,817,953	713,671

議 案 第 3 号

令和7年度富士見市一般会計補正予算案について
令和7年度富士見市一般会計補正予算案を了承する。

令和8年2月2日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の
意見としたいので、この案を提出します。

令和7年度富士見市一般会計補正予算（第8号）概要

○歳入歳出予算の補正

教育政策課

1 学校施設整備事業（中学校費） 1,571,586千円

国の補正予算を活用し、勝瀬中学校及び水谷中学校長寿命化工事（第3期）を前倒し実施するもの。

【歳出】 1,571,586千円

- ・委託料 9,998千円
- ・工事請負費 1,561,588千円

【歳入】 1,571,586千円

- ・学校施設環境改善交付金 311,682千円
- ・中学校債 1,259,600千円
- ・一般財源 304千円

生涯学習課

1 文化財保護行政事務事業 △28,648千円

市指定文化財「難波田城跡土塁」の用地購入に関して、購入が令和8年度になるため、令和7年度分から減額補正をするもの。

【歳出】 △28,648千円

- ・公有財産購入費 △28,648千円

【歳入】 △25,700千円

- ・社会教育債 △25,700千円

○繰越明許費の補正

教育政策課

1 学校施設整備事業（中学校費） 1,571,586千円

国の補正予算を活用して実施する前記学校施設整備事業について、年度内の完了が困難なため繰り越すもの。

※繰越明許：歳出予算のうち、何らかの理由でその年度内に支出を終わらない（見込み含む）経費について、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用すること。

議 案 第 4 号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて了承する。

令和8年2月2日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の
意見とするため、この案を提出します。

議案第 号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、新たに附属機関を設置することに伴い、同附属機関の委員に関する報酬を定めるため、富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中76の項を77の項とし、63の項から75の項までを1項ずつ繰り下げ、62の項の次に次のように加える。

63	コミュニティ・スクール協議会委員	日額	3,000円
----	------------------	----	--------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1～61	(略)			1～61	(略)		
62	就学支援委員会委員	日額	30,000円	62	就学支援委員会委員	日額	30,000円
63	コミュニティ・スクール 協議会委員	日額	3,000円				
64～77	(略)			63～76	(略)		

議 案 第 5 号

富士見市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて
了承する。

令和8年2月2日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の
意見とするため、この案を提出します。

議案第 号

富士見市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市職員定数条例（昭和45年条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

職員定数の見直しや定数外とする職員に係る規定を設けるため、富士見市職員定数条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員定数条例の一部を改正する条例

富士見市職員定数条例（昭和45年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事務部局に勤務する」を「各機関に勤務する一般職の」に改める。

第2条第1項第7号中「事務部局」の次に「及び教育機関」を加え、「120人」を「70人」に改め、同項第8号中「26人」を「15人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員が、前項各号の複数の職員を兼ねることとなった場合は、当該職員の任命権者は、協議の上、いずれか一の定数とするものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

（定数外の職員）

第4条 次に掲げる職員は、第2条第1項各号の定数外とする。

- (1) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体へ派遣されている職員
- (2) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (3) 地方公務員法第39条の規定に基づく研修に長期にわたり参加する職員
- (4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣されている職員
- (7) 富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

2 前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員は、復職し、又は職務に復帰した日の属する年度の末日まで、定数外の職員とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

富士見市職員定数条例（昭和45年条例第31号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の各機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 550人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 6人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 4人</p> <p>(5) 公平委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 70人</p> <p>(8) 水道事業に従事する職員 15人</p> <p>2 <u>職員が、前項各号の複数の職員を兼ねることとなった場合は、当該職員の任命権者は、協議の上、いずれか一の定数とするものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の事務部局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 550人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 6人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 4人</p> <p>(5) 公平委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局_____の職員 120人</p> <p>(8) 水道事業に従事する職員 26人</p> <p>2 <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣する職員については、前項</u></p>

る。

第3条 (略)

第4条 次に掲げる職員は、第2条第1項各号の定数外とする。

- (1) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体へ派遣されている職員
- (2) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (3) 地方公務員法第39条の規定に基づく研修に長期にわたり参加する職員
- (4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた職員
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣されている職員
- (7) 富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

2 前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員は、復職し、又は職務に復帰した日の属する年度の末日まで、定数外の職員とする。

各号に掲げる職員の定数に含めるものとする。

第3条 (略)

(新設)

議 案 第 6 号

富士見市コミュニティ・スクール協議会規則の制定について
富士見市コミュニティ・スクール協議会規則を別紙のとおり制定する。

令和8年2月2日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、学校運営協議会として富士見市コミュニティ・スクール協議会を設置するため、同法第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市コミュニティ・スクール協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会として設置する富士見市コミュニティ・スクール協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対してあらかじめ通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。
- (4) 組織編成に関すること。
- (5) 施設及び設備の管理に関すること。

(6) 学校安全の推進に関すること。

(7) その他教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他任用に関する事項（特定の個人に係る事項を除く。）のうち前条に規定する基本的な方針の実現に資する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等を促進するため、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協議会の構成等)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、第3条ただし書の規定により2以上の学校について1の協議会を置いた場合の委員の人数は、教育委員会が別に定める。

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の所在する地域の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱し又は任命するものとする。

4 委員は非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。ただし、対象学校の校長を会長に選出することはできない。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 会議は、公開とする。ただし、対象学校の職員の人事に関する事項、個人情報に関する事項その他の事項について、出席委員の過半数が必要と認める場合は、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(児童生徒の意見の尊重)

第16条 協議会は、児童生徒の意見を尊重するため、対象学校の児童生徒の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための措置等)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 7 号

工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
別紙のとおり工事請負契約を締結することについて了承する。

令和8年2月2日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見とするため、この案を提出します。

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）
- 2 施工場所 富士見市大字勝瀬地内
- 3 履行期限 令和9年1月29日
- 4 請負金額 301,778,400円
- 5 請負業者 富士見市大字東大久保309番地
島田建設株式会社
代表取締役 島田敏郎

令和8年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出します。

制限付一般競争入札結果について

1. 工事名 市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）
2. 設計額 298,200,000円（税抜）
328,020,000円（税込）
3. 予定価格 298,200,000円（税抜）
328,020,000円（税込）
4. 最低制限価格 274,344,000円（税抜）
301,778,400円（税込）
5. 参加業者数 3者
6. 開札日時 令和8年1月22日 午前9時00分
7. 入札一覧

業 者 名	入 札 金 額（税抜）	落札者	摘 要
島田建設株式会社 本店	274,344,000円	○	くじ
斎藤工業株式会社 埼玉西営業所	274,344,000円		くじ
株式会社富士見工務店 本店	274,344,000円		くじ

市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務） の工事範囲

・工事概要

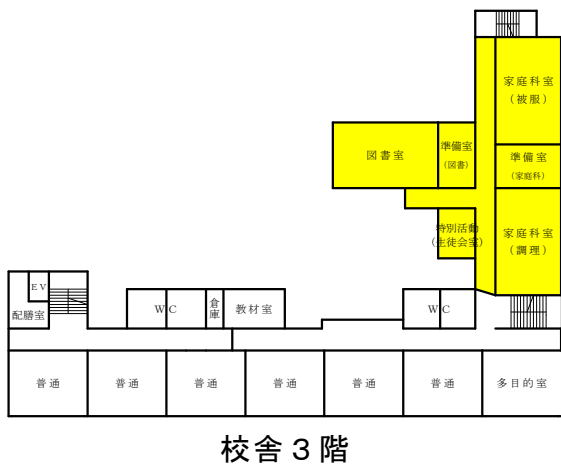
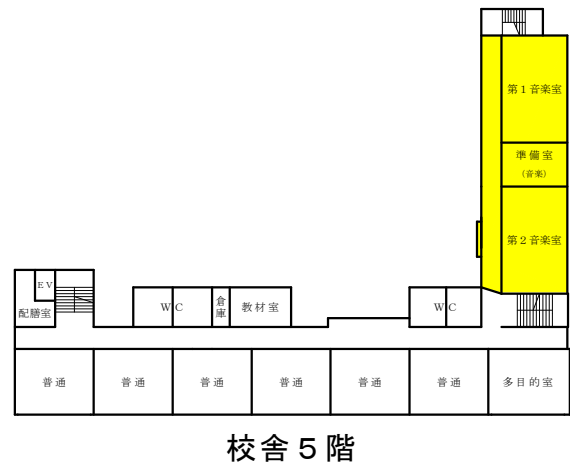
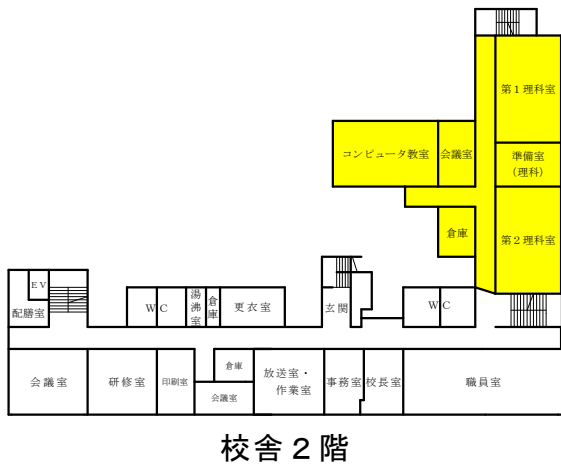
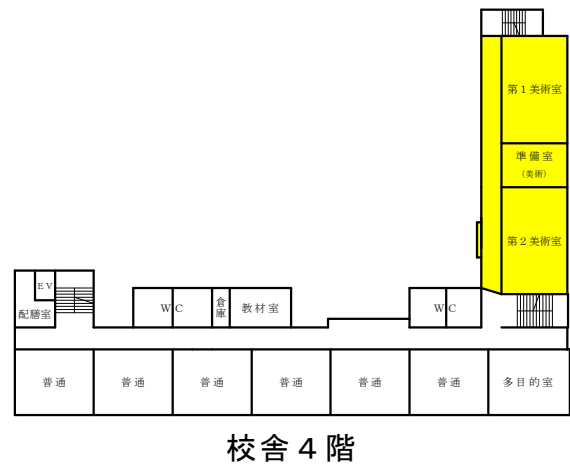
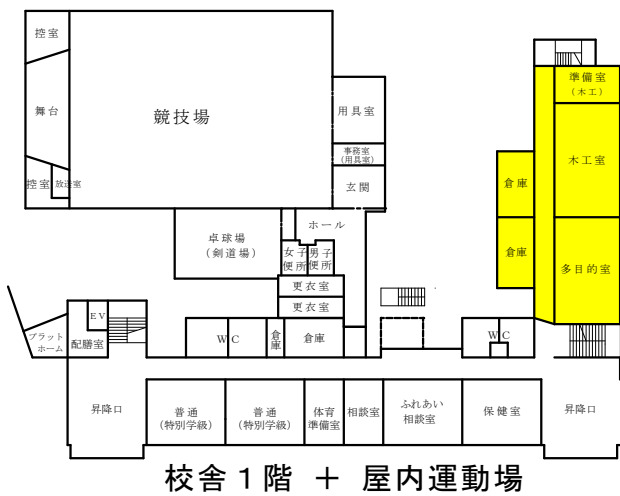
長寿命化建築工事（特別教室棟の内装改修工事、内部建具改修工事、外部建具改修工事等）

・履行期限 令和9年1月29日


・請負金額 金 301,778,400 円

・請負業者 島田建設株式会社

代表取締役 島田 敏郎



【工事範囲】

 : 本工事の施工範囲

計画工程表

市立勝瀬中学校長寿命化建築工事(第3期工事)(ゼロ債務)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
学校スケジュール		夏季休業						
仮設工事	敷鉄板・仮設事務所 設置					敷鉄板・仮設事務所 撤去、検査 等		
内装改修工事								
内部建具改修工事								
外部建具改修工事								

主な工事日程

- ・仮設工事 6月上旬 から 工事完了 まで
- ・内装改修工事 6月上旬 から 10月下旬 まで
- ・内部建具改修工事 6月上旬 から 10月下旬 まで
- ・外部建具改修工事 6月上旬 から 10月下旬 まで

その他

- ・市立勝瀬中学校長寿命化電気設備工事(第3期工事)(ゼロ債務)
 - 【工事概要】
照明器具のLED化 等
 - 【履行期限】
令和9年1月29日
- ・市立勝瀬中学校長寿命化機械設備工事(第3期工事)(ゼロ債務)
 - 【工事概要】
空調設備の更新・新設、換気設備の更新、給排水管・ガス管・消火管の更新 等
 - 【履行期限】
令和9年1月29日

議 案 第 8 号

工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
別紙のとおり工事請負契約を締結することについて了承する。

令和8年2月2日

富士見市教育委員会
教育長 山 口 武 士

提 案 理 由

市立西中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見とするため、この案を提出します。

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 市立西中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）
- 2 施工場所 富士見市西みずほ台三丁目地内
- 3 履行期限 令和9年1月29日
- 4 請負金額 210,496,000円
- 5 請負業者 富士見市鶴馬一丁目17番20号
和光建設株式会社富士見支店
支店長 黒 須 幸 久

令和8年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提案理由

市立西中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出します。

制限付一般競争入札結果について

1. 工事名 市立西中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）
2. 設計額 208,000,000円（税抜）
228,800,000円（税込）
3. 予定価格 208,000,000円（税抜）
228,800,000円（税込）
4. 最低制限価格 191,360,000円（税抜）
210,496,000円（税込）
5. 参加業者数 4者
6. 開札日時 令和8年1月22日 午前9時10分
7. 入札一覧

業 者 名	入 札 金 額（税抜）	落札者	摘 要
斎藤工業株式会社 埼玉西営業所			辞退
島田建設株式会社 本店	191,360,000円		無効
株式会社富士見工務店 本店	191,360,000円		くじ
和光建設株式会社 富士見支店	191,360,000円	○	くじ

市立西中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務） の工事範囲

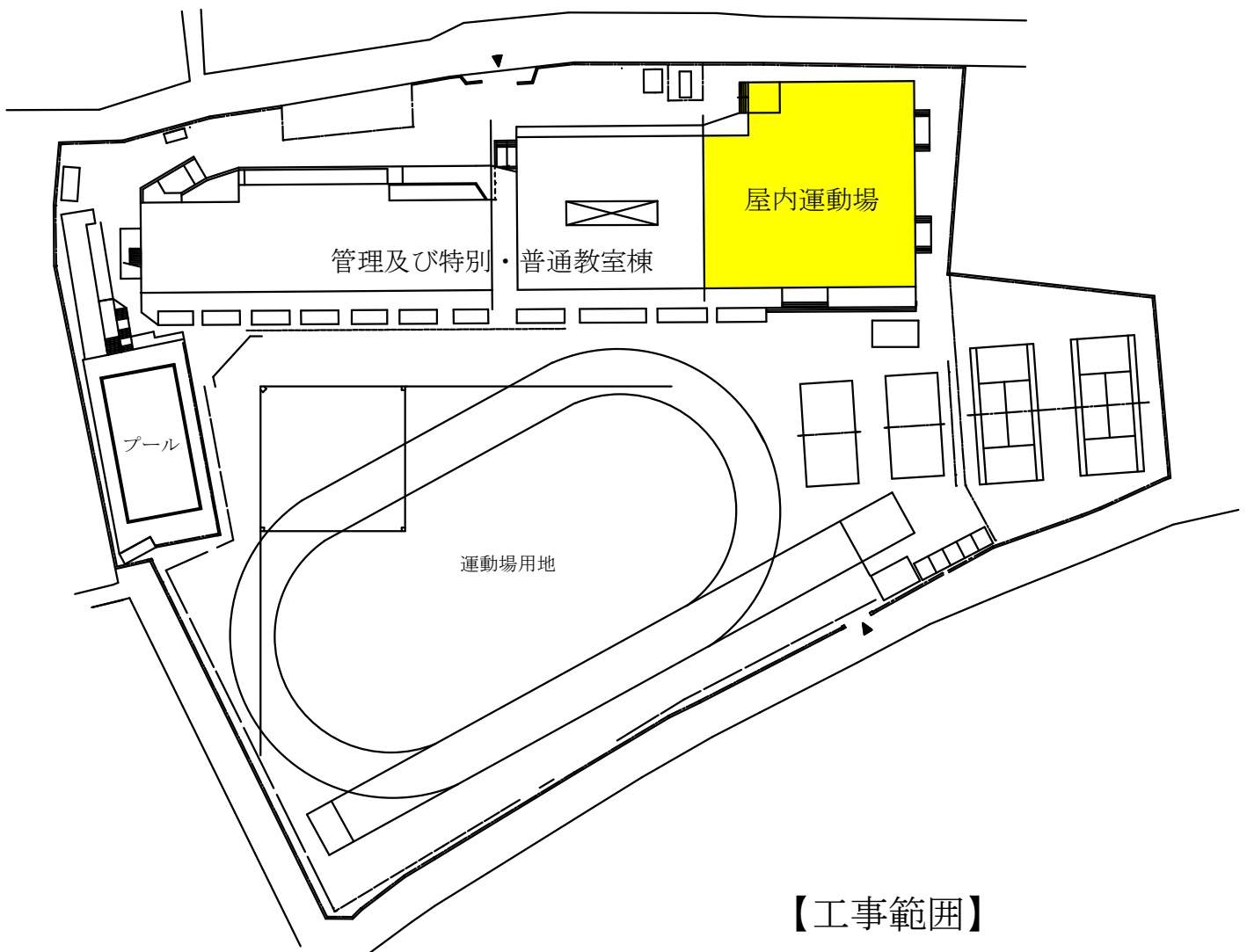
- ・ 工事概要

改修工事（外壁改修工事、防水改修工事、内装改修工事等）


- ・ 履行期限 令和9年1月29日

- ・ 請負金額 金 210,496,000 円

- ・ 請負業者 和光建設株式会社 富士見支店
支店長 黒須 幸久



【工事範囲】

 : 本工事の施工範囲

報告事項（1）資料

その他

- ・ あったかイベント in つるせについて
- ・ 第40回南畑ふるさとまつりについて
- ・ Fujimi×ららコレクションについて